

1. 下水道経営の健全化に向けた取組みへの留意事項

(1) 明確な経営目標と経営見通し

経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等についての情報を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進める必要があります。このため、中期経営計画を策定、業績評価の実施等を通して、より一層計画性・透明性の高い企業経営の推進に努める必要があります。

また、計画、施行、維持管理といった事業の各段階において、将来の経営目標、経営見通しを継続的に点検・修正していくことが必要です。

(2) 適切な下水道使用料の設定

下水道管理者は、能率的な経営の下で必要となる事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定し、これを確実に徴収するように努めなければなりません。

今後は、人口減少や節水型社会の進行等により、全体として水需要の低下や水質の変化等が見込まれることから、水需要の動向に応じて料金体系も含めた適時適切な見直しをしていく必要があります。

(3) 接続の徹底

接続の不徹底は、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、下水道経営の問題、接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、無視し得ない多くの問題を生じることになるため、早急に改善しなければなりません。

接続を徹底するためには、接続の意義や未処理汚水が環境に与えるダメージ等を分かり易い形で住民等へ説明し、社会的コンセンサスを形成することが不可欠です。

(4) 経営情報の公開・透明化

上記のような各種施策を推進するためには、下水道管理者による積極的な情報の公開と説明責任の徹底が不可欠です。

また、住民等から下水道整備の必要性についての正しい理解を得るためには、下水道整備が公共用水域の水質保全に与える効果、そのための費用と料金負担の関係等についての情報を分かり易く開示する必要があります。

(5) 企業会計の導入

事業の計画性や透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、企業会計方式の導入による財務諸表等の作成が有効です。

今後は、企業会計方式を導入し、経費負担の原則が明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることが必要不可欠です。

(6) 意識改革

下水道管理者においては、議会、住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要があります。

特に下水道事業は、地方財政法で地方公営企業として位置付けられており、独立した企業として経営が成り立つことが期待されていることから、企業体であることの明確な自覚をもって経営に取り組まなければなりません。

2. 下水道経営に関する指標等（全国値）

(1) 施設の効率性

ア 水洗化率(%) = 92.4%

(※)平成14年度版下水道統計(社団法人日本下水道協会)をもとに国土交通省作成。
平成10年度以降に供用開始されたものを除く。

$$= \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合である。
下水道事業は、一般に末端管渠が整備されてから水洗化されるまで相当程度の期間を要するものではあるが、経営上の問題はもとより、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、多くの問題を生じることから、水洗化のより一層の向上に努めなければならない。

イ 有収率(%) = 81.3%

(※)農業集落排水施設、個別排水処理施設等を含み、流域下水道事業分を除く。

$$= \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということである。
なお、著しく有収率の低い団体にあつては、多量の不明水が発生している原因の究明とその削減に努める必要がある。

(2) 経営の効率性

ア 使用料単価(円/m³) = 128.53円/m³ (公共下水道)
143.64円/m³ (特定環境保全公共下水道)

$$= \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

有収水量1m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。
使用料の設定は、団体毎に、地域の実情に応じた体系を採用しているところであるが、ウに示す経費回収率が著しく低い団体にあつては、使用料設定上の問題点を究明する必要がある。

イ 汚水処理原価(円/m³) = 198.02円/m³ (公共下水道)
522.86円/m³ (特定環境保全公共下水道)

$$= \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

(※)汚水処理費＝汚水に係る維持管理費及び資本費

汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) = 67.61円/m³ (公共下水道)
158.73円/m³ (特定環境保全公共下水道)

$$= \frac{\text{汚水処理費(維持管理費)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

(※)汚水処理費(維持管理費)＝汚水に係る管渠費、ポンプ場費、処理場費及びその他

$$\begin{aligned} \text{汚水処理原価} &= 130.41 \text{ 円/m}^3 && \text{(公共下水道)} \\ \text{(資本費) (円/m}^3\text{)} &= 364.13 \text{ 円/m}^3 && \text{(特定環境保全公共下水道)} \end{aligned}$$

$$= \frac{\text{汚水処理費(資本費)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

(※) 法適用 汚水処理費(資本費) = 汚水に係る企業債利息及び減価償却費
 法非適用 汚水処理費(資本費) = 汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金

有収水量1m³あたりの汚水処理費である。なお、汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。

特に、汚水処理原価(資本費)については、他の同程度の団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点では過大なものとなっている可能性が高い。このため、早期に計画上の処理量に達するよう末端管渠等の整備を促進する等の措置を講じる必要がある。

また、今後整備を進める団体については、計画の見直し等も含め、過大な建設を回避することにより、将来の建設費の削減を徹底する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{ウ 経費回収率(\%)} &= 64.9\% && \text{(公共下水道)} \\ &= 27.5\% && \text{(特定環境保全公共下水道)} \end{aligned}$$

$$= \frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{経費回収率} &= 190.1\% && \text{(公共下水道)} \\ \text{(維持管理費)(\%)} &= 90.5\% && \text{(特定環境保全公共下水道)} \end{aligned}$$

$$= \frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価(維持管理費)}} \times 100$$

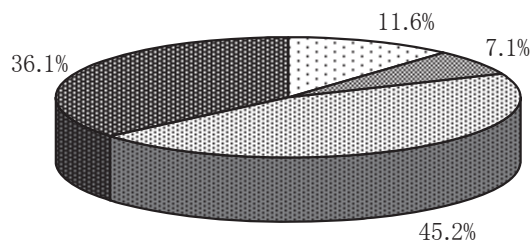
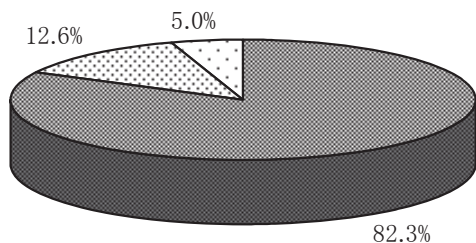
汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。

下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされている。特に、経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体については、下水道管理費のうち維持管理費も賄えていない状況にあることから、早急に経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。また、供用開始後間もない団体にあっても、維持管理費を使用料により賄えるよう回収率の向上に努める必要がある。

(3) 維持管理費及び資本費の内訳

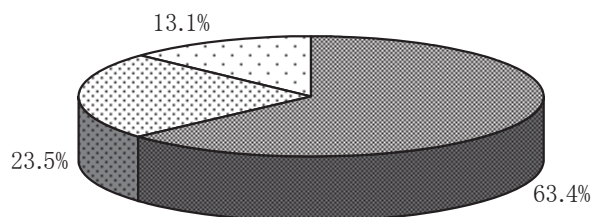
(※)農業集落排水施設、個別排水処理施設等を含む。

ア 維持管理費の内訳



(※)その他は、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費等である。

イ 資本費の内訳



(※)その他は、高度処理費、高資本対策費等である。

(4) 地方公営企業法適用事業数の推移

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
全事業	2,569	2,614	2,670	2,715	2,743	2,751
うち公共下水道	1,497	1,519	1,536	1,553	1,566	1,554
うち特定環境保全公共下水道	1,004	1,027	1,066	1,093	1,109	1,130
法適用事業	110	116	121	135	147	156
うち公共下水道	78	80	83	90	96	102
うち特定環境保全公共下水道	27	31	33	40	46	49
法適用事業の割合	4.3%	4.4%	4.5%	5.0%	5.4%	5.7%
うち公共下水道	5.2%	5.3%	5.4%	5.8%	6.1%	6.6%
うち特定環境保全公共下水道	2.7%	3.0%	3.1%	3.7%	4.1%	4.3%

(※)特定公共下水道及び流域下水道を含む。

下水道事業の計画性・透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、企業会計方式の導入による財務諸表の作成が有効である。上記の推移においても、地方公営企業法適用事業の割合が5.7%と極めて少なく、官庁会計方式による経理を行っているところが圧倒的に多い状況にある。今後は、企業会計方式を導入し、経費負担の原則が明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることが必要不可欠である。